

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部改正（案）

平成二十一年十月十六日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第四十号

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のように改正する。

「第四項」を「第七項」に改める。

情報通信審議会議事規則（平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第一号）（抄）

（分科会）

第十条 情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

256（略）

7 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

※ 平成二十一年八月二十六日情報通信審議会決定第十一号により改正される以前の第十条第四項の規定は、改正による項ずれの結果、第七項となった。（規定文の改正なし。）

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の
一部改正（案）新旧対照条文

○情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号（平成十三年一月十七日）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、<u>情報通信審議会議事規則第十条第七項</u>の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>（略）</p>	<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、<u>情報通信審議会議事規則第十条第四項</u>の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>（略）</p>

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

- (平成十三年三月二十八日一部改正)
- (平成十三年五月二十八日一部改正)
- (平成十三年六月二十五日一部改正)
- (平成十三年九月二十五日一部改正)
- (平成十三年十月二十二日一部改正)
- (平成十四年一月二十八日一部改正)
- (平成十四年三月二十二日一部改正)
- (平成十四年五月七日一部改正)
- (平成十四年六月二十四日一部改正)
- (平成十四年八月七日一部改正)
- (平成十四年九月三十日一部改正)
- (平成十五年一月二十七日一部改正)
- (平成十五年三月十九日一部改正)
- (平成十五年四月二十一日一部改正)
- (平成十五年六月二十五日一部改正)
- (平成十五年九月三十日一部改正)
- (平成十五年十月二十九日一部改正)
- (平成十六年六月三十日一部改正)
- (平成十六年七月二十九日一部改正)
- (平成十六年十一月二十九日一部改正)
- (平成十七年三月三十日一部改正)
- (平成十七年十月十二日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

- 一 名称及び所掌
- 1 C I S P R 委員会
- 2 国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項
- 3 航空無線通信の技術的諸問題に関する事項
- 4 海上無線通信設備の技術的条件に関する事項
- 5 携帯電話等周波数有効利用方策委員会

- (平成十七年十月三十一日一部改正)
- (平成十八年一月二十三日一部改正)
- (平成十八年二月二十七日一部改正)
- (平成十八年三月二十七日一部改正)
- (平成十八年七月二十日一部改正)
- (平成十八年九月二十八日一部改正)
- (平成十九年八月二日一部改正)
- (平成二十年七月二十九日一部改正)
- (平成二十一年十二月十一日一部改正)
- (平成二十一年四月二十八日一部改正)
- (平成二十一年七月二十八日一部改正)

- 4 携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項
- 5 衛星通信システム委員会
衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針委員会
局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項
- 7 UWB無線システム委員会
超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項
- 8 小電力無線システム委員会
小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件に関する事項
- 9 IPネットワーク設備委員会
ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
- 10 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事項
- 11 放送システム委員会
放送システムの技術的条件に関する事項（ケーブルテレビシステム委員会が所掌する事項を除く。）
- 12 ケーブルテレビシステム委員会
ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項
- 13 公共無線システム委員会
公共ブローバンド移動通信システムの技術的条件に関する事項
- 14 産学官連携強化委員会

ICT分野における産学官連携による研究開発の推進に関する事項

15 ITS無線システム委員会

ITS無線システムの技術的条件に関する事項

二 組織等

- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
- 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

- (平成十三年三月二十八日一部改正)
- (平成十三年五月二十八日一部改正)
- (平成十三年六月二十五日一部改正)
- (平成十三年九月二十五日一部改正)
- (平成十三年十月二十二日一部改正)
- (平成十四年一月二十八日一部改正)
- (平成十四年三月二十二日一部改正)
- (平成十四年五月七日一部改正)
- (平成十四年六月二十四日一部改正)
- (平成十四年八月七日一部改正)
- (平成十四年九月三十日一部改正)
- (平成十五年一月二十七日一部改正)
- (平成十五年三月十九日一部改正)
- (平成十五年四月二十一日一部改正)
- (平成十五年六月二十五日一部改正)
- (平成十五年九月三十日一部改正)
- (平成十五年十月二十九日一部改正)
- (平成十六年六月三十日一部改正)
- (平成十六年七月二十九日一部改正)
- (平成十六年十一月二十九日一部改正)
- (平成十七年三月三十日一部改正)
- (平成十七年十月十二日一部改正)

- (平成十七年十月三十一日一部改正)
- (平成十八年一月二十三日一部改正)
- (平成十八年二月二十七日一部改正)
- (平成十八年三月二十七日一部改正)
- (平成十八年七月二十日一部改正)
- (平成十八年九月二十八日一部改正)
- (平成十九年八月二日一部改正)
- (平成二十年七月二十九日一部改正)
- (平成二十一年十二月十一日一部改正)
- (平成二十一年四月二十八日一部改正)
- (平成二十一年七月二十八日一部改正)
- (平成二十一年十月十六日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 C I S P R 委員会
 - 2 国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項
 - 2 航空無線通信委員会
 - 航空無線通信の技術的諸問題に関する事項
 - 3 海上無線通信委員会
 - 海上無線通信設備の技術的条件に関する事項

- 4 携帯電話等周波数有効利用方策委員会
携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項
- 5 衛星通信システム委員会
衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針委員会
局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項
- 7 UWB無線システム委員会
超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項
- 8 小電力無線システム委員会
小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件に関する事項
- 9 IPネットワーク設備委員会
ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
- 10 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事項
- 11 放送システム委員会
放送システムの技術的条件に関する事項（ケーブルテレビシステム委員会が所掌する事項を除く。）
- 12 ケーブルテレビシステム委員会
ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項
- 13 公共無線システム委員会
公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件に関する事項

- 14 産学官連携強化委員会
ICT分野における産学官連携による研究開発の推進に関する事項
 - 15 ITS無線システム委員会
ITS無線システムの技術的条件に関する事項
- 二 組織等
- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
 - 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
 - 3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。